児童相談所の設置に向けた意向について

資料３

【対象：６自治体（高槻市、豊中市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市）】

**○児童相談所の設置の検討状況**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【平成３０年５月、家庭支援課から意向確認】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置する方向性であり、設置に向けて準備中 | ０市 |  |
| 設置に向けて検討中 | ０市 |  |
| 設置しない方向で検討中 | １市 | ○児童相談所を設置しない方向で検討している理由  ・経験と知識を十分に有する人材を多数確保することが困難。  ・児童相談所及び一時保護所、児童養護施設や乳児院を新たに整備することが困難。  ・市内に府の児童相談所が所在しており、既にそれぞれの役割を果たしながら迅速な虐待対応に努めている。  ○児童相談所設置に関する具体的な検討状況  ・対応強化の観点から、現在の広域的な取り組みが不可欠であると考えている。 |
| 設置をするかどうか検討中 | ２市 | ○児童相談所設置に関する具体的な検討状況  ・近隣中核市との意見交換を行うとともに、中核市で児童相談所を設置している他府県の市への視察を行った。  ・府内及び近隣中核市との連携会議で情報交換や現状把握、課題の整理・研究を行っている。  ・政令市の児童相談所及び一時保護所を視察し、児童相談所の現状と課題の把握を行った。 |
| 設置を検討した結果、現時点では設置しない方針とした | ０市 |  |
| 設置の方向性について検討していない | ３市 | ○設置の方向性について検討していない理由  ・設置や運営費用といった財政上の問題。  ・専門的な人材確保の問題。  ・保護と支援という相反する2つの役割を同一機関が担うという構造上の問題。  ・まずは市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備に取り組んでいる。児童相談所の設置を並行して進めることは困難。 |

**○児童相談所設置に関する課題（協議している場合は、協議している課題）**

|  |
| --- |
| ・設置に伴い大量に必要となる専門職員等の人材の確保及び育成  ・一時保護所や児童養護施設等の整備にかかる財政上の問題及びその運営  ・都市部における一時保護所設置に係る場所確保や地域住民理解の難しさ  ・業務執行体制の確立  ・財源の確保  ・保護と支援の相反する機能を市が一元的に持つことによるメリットとデメリットの整理 |

**○設置検討に関する今後の予定**

|  |  |
| --- | --- |
| 「設置をするかどうか検討中」の２市 | ・引き続き、近隣中核市との意見交換を行うとともに、視察の結果や様々な課題も踏まえ、今年度中に設置するかどうか結論を出したい。  ・今後も引き続き国の動向を注視しながら、中核市との連携会議において情報の共有と議論を行っていく予定。 |
| 「設置しない方向で検討中」「設置の方向性について検討していない」の４市 | ・特に今後の予定はなし。  ・まずは子ども家庭総合支援拠点を設置し、その運営が軌道にのってから検討することが必要。 |

**○児童相談所設置に関して、国、大阪府への要望**

|  |
| --- |
| ・現状の児童相談所が持つ課題や課題解決に向けた方策を提示してほしい。  ・市には、家庭内暴力を含む非行事例や障がい相談に関するノウハウがなく、既存の児童相談所から高い専門性を持つ職員を数年間、複数人、派遣を受ける必要がある。また、児童相談所を設置するには３～５年の準備期間が必要であり、準備に関わる職員は専任とすることが必要。  ・ある政令市では児童相談所の職員が100名を超えていると聞いている。児童相談所や一時保護所に係る施設整備の初期費用、ランニングコスト、人件費等、年間十億円以上の経費が必要となり、1/2や1/3補助金が出たとしても市で負担するには大きすぎる。  ・施設の用地確保や設置に関して、世論として建設への反対が起きやすい状況下で設置していくには戦略的な方策が必要で、国からのバックアップが必要。  ・府の児童虐待の対応から、府内の中核市が児童相談所を設置することに対する大阪府の考えや、市区町村支援拠点との関係性についても整理が必要。 |



参　考